

寝屋川市規則第 16 号

寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 3 条及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2 年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。